

## 栗山川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、栗山川流域懇談会（以下、「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した栗山川河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下、「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、河川利用者、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、地元代表、流域内市町の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が委嘱する。

4 懇談会には座長を置き、学識経験者がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(連絡調整会)

第4条 懇談会に連絡調整会を設置し、懇談会の円滑な運営を図るため、別表2に掲げるものをもって組織する。

(懇談会の招集)

第5条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県山武地域整備センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局を千葉県山武地域整備センターに置くものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は、平成13年2月7日から施行する。

この規約は、平成15年3月17日から施行する。

この規約は、平成17年12月22日から施行する。

この規約は、平成20年12月17日から施行する。

別表 1

**栗山川流域懇談会委員**

|       |                     |                     |                   |
|-------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 学識経験者 | 河 川                 | 高 橋 彌 元             | 千葉工業大学教授          |
|       | 文 化 財               | 福 間 元               | 芝山町立芝山古墳・はにわ博物館館長 |
|       | 環 境                 | 伊 藤 敏 仁             | 千葉県立匝瑳高等学校教諭      |
|       | 水 質                 | 市 原 利 男             | 九十九里地域水道企業団       |
|       | 農 業 水 利             | 鈴 木 克 征             | 篠本新井土地改良区理事長      |
|       | 漁 業                 | 石 井 文 男             | 栗山川漁業協同組合代表理事組合長  |
| 地元代表  | 匝 瑳 市 ・ 布 施 保       | 千葉県借当川沿岸土地改良区理事長    |                   |
|       | 香 取 市 ・ 紀伊元 源 嘉     | 香取市栗源区栗源水稻機械利用組合組合長 |                   |
|       | 多 古 町 ・ 加 瀬 芳 廣     | 多古町議会開発特別委員会委員長     |                   |
|       | 芝 山 町 ・ 内 田 白 民     | 芝山町議会産業建設常任委員会委員長   |                   |
|       | 横 芝 光 町 ・ 伊 藤 圀 樹   | 横芝光町議会産業建設常任委員会委員長  |                   |
| 市・町関係 | 成 田 市 長 ・ 小 泉 一 成   |                     |                   |
|       | 旭 市 長 ・ 伊 藤 忠 良     |                     |                   |
|       | 匝 瑳 市 長 ・ 江 波 戸 辰 夫 |                     |                   |
|       | 香 取 市 長 宇 井 成 一     |                     |                   |
|       | 山 武 市 長 ・ 椎 名 千 収   |                     |                   |
|       | 多 古 町 長 ・ 菅 澤 英 毅   |                     |                   |
|       | 芝 山 町 長 ・ 相 川 勝 重   |                     |                   |
|       | 横 芝 光 町 長 ・ 佐 藤 晴 彦 |                     |                   |

|               |                                  |
|---------------|----------------------------------|
| 事務局<br>(行政関係) | 山武地域整備センター所長 ・ 石 井 正 一           |
|               | 県土整備部河川整備課長 ・ 下 原 慶 啓            |
|               | 県土整備部河川環境課長 ・ 増 岡 洋 一            |
|               | 印旛地域整備センター<br>成田整備事務所長 ・ 武 藤 卓 男 |
|               | 香取地域整備センター所長 ・ 橋 本 竹 博           |
|               | 海匝地域整備センター所長 ・ 鶴 岡 誠             |

別表 2

**栗山川流域懇談会 連絡調整会構成員**

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 市・町 | 成 田 市 ・ 土 木 課 長              |
|     | 旭 市 ・ 建 設 課 長                |
|     | 匝 瑳 市 ・ 建 設 課 長              |
|     | 香 取 市 ・ 建 設 課 長              |
|     | 山 武 市 ・ 土 木 課 長              |
|     | 多 古 町 ・ 建 設 課 長              |
|     | 芝 山 町 ・ 建 設 課 長              |
|     | 横 芝 光 町 ・ 都 市 建 設 課 長        |
| 県   | 県土整備部河川整備課 ・ 企画調整室長          |
|     | 県土整備部河川整備課 ・ 河川整備室長          |
|     | 県土整備部河川環境課 ・ 河川環境室長          |
|     | 印旛地域整備センター<br>成田整備事務所 ・ 調整課長 |
|     | 香取地域整備センター ・ 調整課長            |
|     | 海匝地域整備センター ・ 調整課長            |
|     | 山武地域整備センター ・ 次 長             |
|     | 山武地域整備センター ・ 調整課長            |
|     | 山武地域整備センター ・ 建設課長            |